

平成 31 年 2 月

第 1 回稲城市議会定例会議案

(2 月 2 6 日開会
月 日閉会)

氏 名

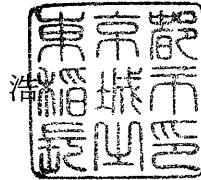


稲城市告示第9号

平成31年第1回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成31年2月19日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 平成31年2月26日
- 2 場所 稲城市議会議場

平成31年第1回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第 1号議案 稲城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
- 第 2号議案 稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3号議案 稲城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4号議案 稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 5号議案 稲城市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 6号議案 稲城市企業誘致条例の一部を改正する条例
- 第 7号議案 多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第 8号議案 平成30年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）
- 第 9号議案 平成30年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10号議案 平成30年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 第11号議案 平成30年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

<当初予算>

- 第12号議案 平成31年度東京都稲城市一般会計予算
- 第13号議案 平成31年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算
- 第14号議案 平成31年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算
- 第15号議案 平成31年度東京都稲城市介護保険特別会計予算

第16号議案 平成31年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算

第17号議案 平成31年度東京都稲城市下水道事業会計予算

第18号議案 平成31年度東京都稲城市病院事業会計予算

第1号議案

稲城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）を市長が管理し、及び執行することとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により、稲城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

稲城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、市長が管理し、及び執行するものとする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（稲城市職員定数条例の一部改正）

第2条 稲城市職員定数条例（昭和41年稲城市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「382人」を「387人」に、「138人」を「133人」に改める。

（稲城市組織条例の一部改正）

第3条 稲城市組織条例（平成12年稲城市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次の1号を加える。

(10) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

（稲城市体育施設条例の一部改正）

第4条 稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「稲城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条から第8条まで、第13条、第15条から第18条まで、第20条から第22条まで、第23条第2項、第25条及び第26条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第27条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項後段を削る。

第28条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（稲城市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この条例の施行の日前に前条の規定による改正前の稲城市体育施設条例の

規定により稲城市教育委員会に対してなされた申請その他の行為又は稲城市教育委員会がした承認その他の行為であって同日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、それぞれ同条の規定による改正後の稲城市体育施設条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為又は市長がした承認その他の行為とみなす。

第2号議案

稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に職員を派遣できることとする等のため、稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例

稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例（平成14年稲城市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 一般財団法人自治体国際化協会

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第3号議案

稲城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）第2条の規定による災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の改正等に伴い、稲城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年稲城市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

第4号議案

稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行等に伴い、稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年稲城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第5号議案

稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

平成31年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の引上げへの対応として、低所得者の介護保険料をより一層軽減する措置を講ずる等のため、稲城市介護保険条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

稲城市介護保険条例（平成12年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第6号ア中「法第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「平成30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の平成31年度における保険料率は、第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項第1号に該当する者 21,000円
- (2) 第1項第2号に該当する者 35,400円
- (3) 第1項第3号に該当する者 41,700円

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市介護保険条例第18条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第6号議案

稲城市企業誘致条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

指定企業の選定要件を明確化するため、稲城市企業誘致条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市企業誘致条例の一部を改正する条例

稲城市企業誘致条例（平成25年稲城市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「事業用地」の次に「（相当の期間にわたり使用収益の用に供されていない土地であって規則で定めるものとする。）」を加える。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市企業誘致条例第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に取得し、又は賃借を開始した事業用地に係る同条第1項の規定による申請について適用し、同日前に取得し、又は賃借を開始した事業用地に係る申請については、なお従前の例による。

第7号議案

多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

土地区画整理事業の進捗に伴い評価員の定数について見直しを行うため、多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例、多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例、多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例及び多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する必要があるの
で、本案を提出する。

多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部
を改正する条例

(多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第1条 多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成
元年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第22条中「5人」を「3人以上」に改める。

(多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の
一部改正)

第2条 多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条
例（平成4年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条中「5人」を「3人以上」に改める。

(多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例
の一部改正)

第3条 多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める
条例（平成4年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第20条中「5人」を「3人以上」に改める。

(多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の
一部改正)

第4条 多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条
例（平成4年稲城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条中「5人」を「3人以上」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 号議案

平 成 30 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 30 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,343千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,351,167千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		808,066	12,660	820,726
	1 地方交付税	808,066	12,660	820,726
15 国庫支出金		4,787,505	11,198	4,798,703
	1 国庫負担金	4,287,314	5,781	4,293,095
	2 国庫補助金	478,050	5,417	483,467
16 都支出金		5,436,490	27,766	5,464,256
	1 都負担金	1,461,999	17,766	1,479,765
	2 都補助金	3,770,730	10,000	3,780,730
18 寄附金		7,140	50	7,190
	1 寄附金	7,140	50	7,190
19 繰入金		921,126	△17,623	903,503
	1 基金繰入金	921,126	△17,623	903,503
21 諸収入		801,277	△13,408	787,869
	4 雑収入	282,338	△13,408	268,930
22 市債		3,158,706	4,700	3,163,406
	1 市債	3,158,706	4,700	3,163,406
歳入	合計	35,325,824	25,343	35,351,167

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,134,191	△5,470	3,128,721
	1 総務管理費	2,494,184	△5,470	2,488,714
3 民生費		15,233,873	△6,477	15,227,396
	1 社会福祉費	4,825,825	△6,477	4,819,348
4 衛生費		2,892,982	0	2,892,982
	1 保健衛生費	1,601,088	0	1,601,088
7 商工費		261,871	5,417	267,288
	1 商工費	261,871	5,417	267,288
8 土木費		4,119,974	31,873	4,151,847
	1 土木管理費	504,161	4,609	508,770
	4 都市計画費	2,060,577	27,264	2,087,841
10 教育費		6,144,358	0	6,144,358
	2 小学校費	1,199,945	0	1,199,945
	3 中学校費	1,908,167	0	1,908,167
歳出合計		35,325,824	25,343	35,351,167

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	南武線高架下集会施設新築事業	17,583
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業	5,417

第3表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校ブロック塀改修等事業債	7,500	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。
中学校ブロック塀改修等事業債	2,900			

(廃止)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
生活支援サービス拠点改修事業債	5,700	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	-	-	-	-	都民住宅の改修工事に必要となる東京都の手続きが遅れ、年度内の改修ができないため

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第11款 地方交付税 (補正額 12,660 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	地方交付税	808,066	12,660	820,726		
	1 地方交付税	808,066	12,660	820,726		
					1 地方交付税	12,660
	計	808,066	12,660	820,726		

第15款 国庫支出金 (補正額 11,198 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	4,287,314	5,781	4,293,095		
	1 民生費国庫負担金	4,242,305	5,781	4,248,086		
					4 国民健康保険 基盤安定負担金	5,781
2	国庫補助金	478,050	5,417	483,467		
	7 商工費国庫補助金	0	5,417	5,417		
					1 商工費補助金	5,417
	計	4,787,505	11,198	4,798,703		

第16款 都支出金 (補正額 27,766 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都負担金	1,461,999	17,766	1,479,765		
	1 民生費都負担金	1,460,912	17,766	1,478,678		
					4 国民健康保険 基盤安定負担金	17,766

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	12,660
普通交付税交付額	12,660

第11款 地 方 交 付 税

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	5,781
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分(1/2)	5,781
(経済観光課)	5,417
プレミアム付商品券事務費補助金(10/10)	5,417

第15款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	17,766
国民健康保険基盤安定負担金保険税軽減分(3/4)	14,875
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分(1/4)	2,891

第16款 都 支 出 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都 補 助 金	3,770,730	10,000	3,780,730		
	3 衛生費都補助金	21,690	10,000	31,690		
					1 保健衛生費 補 助 金	10,000
	計	5,436,490	27,766	5,464,256		

第18款 寄 附 金 (補正額 50 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	寄 附 金	7,140	50	7,190		
	3 土木費寄附金	0	50	50		
					1 都市計画費 寄 附 金	50
	計	7,140	50	7,190		

第19款 繰 入 金 (補正額 △17,623 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	921,126	△17,623	903,503		
	1 財政調整基金 繰 入 金	838,917	△17,623	821,294		
					1 財政調整基金 繰 入 金	△17,623
	計	921,126	△17,623	903,503		

(単位：千円)

説 明	
(環境課)	10,000
東京都受動喫煙防止対策促進事業経費補助金(10/10)	10,000

第16款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(土木課)	50
ホテル育成事業指定寄附金	50

第18款 寄 附 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	△17,623
財政調整基金繰入金	△17,623

第19款 繰 入 金

第21款 諸 収 入 (補正額 △13,408 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑 入	282,338	△13,408	268,930		
	3 雑 入	280,994	△13,408	267,586		
					1 雑 入	△13,408
	計	801,277	△13,408	787,869		

第22款 市 債 (補正額 4,700 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市 債	3,158,706	4,700	3,163,406		
	1 民 生 債	41,400	△5,700	35,700		
					1 老人福祉債	△5,700
	4 教 育 債	1,837,700	10,400	1,848,100		
					1 小 学 校 債	7,500
					2 中 学 校 債	2,900
	計	3,158,706	4,700	3,163,406		

(単位：千円)

説 明	
(総務契約課)	△13,103
集会施設建設費精算金	△13,103
(高齢福祉課)	△305
生活支援サービス事業者負担金	△305

第21款 諸 収 入

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	△5,700
生活支援サービス拠点改修事業債	△5,700
(財政課)	7,500
小学校ブロック塀改修等事業債	7,500
(財政課)	2,900
中学校ブロック塀改修等事業債	2,900

第22款 市 債

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	13,043,788	12,699,735	2,309,800	1,021,144	13,988,391
補正額			4,700		4,700
計	13,043,788	12,699,735	2,314,500	1,021,144	13,993,091
(2) 民生					
補正前	114,536	111,821	41,400	6,430	146,791
補正額			△ 5,700		△ 5,700
計	114,536	111,821	35,700	6,430	141,091
(7) 教育					
補正前	8,253,643	8,055,176	1,837,700	609,769	9,283,107
補正額			10,400		10,400
計	8,253,643	8,055,176	1,848,100	609,769	9,293,507
合 計					
補正前	23,616,814	23,083,995	3,158,706	1,846,657	24,396,044
補正額			4,700		4,700
計	23,616,814	23,083,995	3,163,406	1,846,657	24,400,744

第9号議案

平成30年度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成 30 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成30年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年 2 月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		1,150,882	0	1,150,882
	1 他会計繰入金	1,150,881	0	1,150,881
歳入合計		7,948,968	0	7,948,968

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第7款 繰 入 金 (補正額 0 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	1,150,881	0	1,150,881		
	1 一般会計繰入金	1,150,881	0	1,150,881		
					1 一般繰入金	△31,396
					2 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	19,833
					3 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	11,563
	計	1,150,882	0	1,150,882		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 一般繰入金	△31,396 △31,396
(保険年金課) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	19,833 19,833
(保険年金課) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	11,563 11,563

第7款 繰 入 金

第10号議案

平成 30 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

平成 30 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成30年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

平成31年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		111,895	0	111,895
	1 国庫補助金	111,895	0	111,895
3 都支出金		148,026	△16,700	131,326
	1 都補助金	111,746	△16,700	95,046
4 繰入金		1,181,946	16,700	1,198,646
	1 他会計繰入金	1,181,946	16,700	1,198,646
歳 入 合 計		1,467,354	0	1,467,354

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		1,336,185	0	1,336,185
	1 事業費	1,336,185	0	1,336,185
歳 出 合 計		1,467,354	0	1,467,354

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	稲城榎戸地区事業費	120,884
2 事業費	1 事業費	稲城稲城長沼駅周辺地区事業費	26,321

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第2款 国庫支出金 (補正額 0 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫補助金	111,895	0	111,895		
	1 区画整理補助金	111,895	0	111,895		
					1 榎戸区画整理補助金	20,100
					2 矢野口駅周辺区画整理補助金	△20,100
	計	111,895	0	111,895		

第3款 都支出金 (補正額 △16,700 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都補助金	111,746	△16,700	95,046		
	1 区画整理補助金	111,746	△16,700	95,046		
					1 榎戸区画整理補助金	△3,550
					2 矢野口駅周辺区画整理補助金	△10,050
					3 稲城長沼駅周辺区画整理補助金	△3,100
	計	148,026	△16,700	131,326		

第4款 繰入金 (補正額 16,700 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	1,181,946	16,700	1,198,646		
	1 一般会計繰入金	1,181,946	16,700	1,198,646		
					1 一般会計繰入金	16,700

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課) 稲城榎戸土地区画整理事業補助金 (5.5/10)	20,100 20,100
(区画整理課) 稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業補助金 (5/10)	△20,100 △20,100

第2款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課) 稲城榎戸土地区画整理事業補助金 (2.25/10・10/10)	△3,550 △3,550
(区画整理課) 稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業補助金 (2.5/10)	△10,050 △10,050
(区画整理課) 稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業補助金 (2.5/10・2.25/10・1/2)	△3,100 △3,100

第3款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	16,700

第4款 繰 入 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	(1 一般会計繰入金)					
	計	1,181,946	16,700	1,198,646		

(単位：千円)

説	明
一般会計繰入金	16,700

第4款 繰入金

歳 出

第 2 款 事 業 費 (補正額 0 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	事 業 費	1,336,185	0	1,336,185	0	△16,700	0	0	16,700
	1 公共団体施行 事 業 費	1,204,815	0	1,204,815	0	△16,700	0	0	16,700
					20,100	△3,550	0	0	23,650
					△20,100	△10,050	0	0	△10,050
					0	△3,100	0	0	3,100
	計	1,336,185	0	1,336,185	0	△16,700	0	0	16,700

第11号議案

平成 30 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成 30 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成30年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,564千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,009,808千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年 2 月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		385,852	10,564	396,416
	1 他会計繰入金	385,852	10,564	396,416
歳入合計		1,999,244	10,564	2,009,808

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		664,463	10,564	675,027
	1 総務管理費	664,463	10,564	675,027
歳出合計		1,999,244	10,564	2,009,808

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第5款 繰入金 (補正額 10,564 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	385,852	10,564	396,416		
	1 一般会計繰入金	385,852	10,564	396,416		
					1 一般会計繰入金	10,564
	計	385,852	10,564	396,416		

(単位：千円)

説 明	
(下水道課) 一般会計繰入金	10,564 10,564

第5款 繰 入 金

